

京丹後市立弥栄病院医事業務プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、当院内での医事業務について、病院事業特有の専門的な医療事務の円滑な運営を確保し、患者サービスの向上と適切な収益の確保を図るため、専門知識と経験を有する事業者
に業務委託することにより、専門的かつ効率的に病院事業を推進することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 京丹後市立弥栄病院医事業務
- (2) 業務内容 別紙「京丹後市立弥栄病院医事業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 業務場所 京丹後市弥栄町溝谷 3452 番地の 1 京丹後市立弥栄病院

3 契約概要

- (1) 契約方法 プロポーザル方式による随意契約
- (2) 契約の種類 地方自治法第 234 条の 3 の規定による長期継続契約
- (3) 契約期間 令和 7 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで

4 参加条件

以下の各号の全ての要件に該当し、仕様書等の内容を満たす業務を確実に履行できる者とする。

(1) 事業実績のある者

令和元年度以降に、医療機関（病床数 150 床以上）における国立・公立病院での医療事務実績のある事業者で、令和 7 年 4 月 1 日現在も 3 病院以上で医事業務の全面受託実績を有すること。

(2) 欠格要件のない者

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 京丹後市の契約に係る京丹後市入札参加資格等に関する要綱に基づく入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当する者でないこと。
- ⑤ 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合においてこれらを受けていること。
- ⑥ 国税（法人税及び消費税）、都道府県民税（法人事業税）及び市区町村税（法人市区町村民税、固定資産税）を滞納していないこと。

5 スケジュール

内 容	期 限（期 間）
実施要領の交付開始	令和 7 年 5 月 9 日（金）
質問書提出期限	令和 7 年 5 月 23 日（金）
質問書への回答	令和 7 年 5 月 26 日（月）
参加申込書類の提出期限	令和 7 年 6 月 4 日（水）
参加資格の確認及び通知	令和 7 年 6 月 9 日（月）
提案書類の提出期限	令和 7 年 6 月 10 日（火）
審査（プレゼンテーション及び評価）	令和 7 年 6 月 13 日（金）
審査結果通知	令和 7 年 6 月中旬
契約締結	令和 7 年 6 月中旬～7 月上旬

6 参加手続き

(1) 参加申込書等

- ① 提出方法：京丹後市立弥栄病院事務部管理課に持参または郵送（簡易書留郵便に限る）
- ② 提出期限：令和 7 年 6 月 4 日（水）午後 5 時まで（必着）
- ③ 提出書類
 - ア 参加申込書（様式第 1 号）
 - イ 誓約書（様式第 2 号）
 - ウ 見積書（様式第 3 号）
 - エ 受託実績（任意様式）
 - オ 会社概要（任意様式）
 - カ 法人登記簿謄本または事項証明書（企画提案書提出日の 1 ヶ月前の日以降に発行されたもの。商号、所在地、代表者、資本金等の事項が記載されているもの。写し可）
 - キ 財務内容等に関する書類（直近 3 箇年分）
※貸借対照表、損益計算書など経営実績のわかるもの
 - ク コンプライアンス・ポリシー（法令遵守に対する考え方）が記載された書類
 - ケ プライバシー・ポリシー（個人情報に対する考え方）が記載された書類
 - コ 情報セキュリティへの取組が記載された書類
 - サ 納税証明書（国税及び地方税に未納の税金が無いことの証明）
- ④ 見積書について
 - ア 見積価格の算定は、仕様書をもとに「3 の(3)」に規定する契約期間について行うこと。
 - イ 上限価格は、令和 7 年度および令和 10 年度 42,240 千円（税込）、令和 8 年度および令和 9 年度 84,480 千円（税込）とし、契約期間中について各年度別に見積もり、合計額を記載すること。
 - ウ 見積明細書（任意様式）を添付すること。

(2) 参加資格要件の確認

① 提出書類の確認

第 6 項第 1 号③に定める書類の提出があるか。

② 確認内容

第 4 項に定める参加資格を有するか。

③ 通知

前①及び②の確認後、プロポーザルの参加資格の有無について、令和 7 年 6 月 9 日（月）までに参加申込書提出者に対して書面にて通知する。

(3) 質問及び回答

① 提出方法：第 1 4 項の問合せ及び書類提出先に様式第 4 号を電子メールでの添付ファイルにより提出すること。また、電子メール送信後に電話にて電子メールを送信した旨の連絡を行うこと。

② 提出期限：令和 7 年 5 月 2 3 日（金）午後 5 時まで（必着）

③ 回答方法：令和 7 年 5 月 2 6 日（月）を目途に京丹後市立弥栄病院ホームページ上に掲載する。

なお、質問書に対する回答は、本要領等の追加又は修正とみなす。

7 企画提案書の提出

(1) 企画提案書等

プロポーザル参加者は、次のとおり本件に係る企画提案書を提出すること。

① 提出期限 令和 7 年 6 月 1 0 日（火）正午まで

② 提出先 （事務局）

〒627-0111 京都府京丹後市弥栄町溝谷 3452 番地の 1

京丹後市立弥栄病院 管理課 担当：芦田

電話番号：0772-65-2003

F A X：0772-65-4136

E-mail：hosp-yasaka@city.kyotango.lg.jp

③ 提出方法 持参又は郵送。

【持参の場合】

週休日を除く、上記提出期限までの開院日、午前 9 時から午後 5 時までの間に持参すること。

【郵送の場合】

上記提出期限内に必着とする。

④ 提出部数 14 部（正本 1 部 副本 13 部（コピー可））

※各部をそれぞれホッチキスで綴じる等を行ったうえで、提出すること。

⑤ 提出書類 提出書類は、原則 A4 版左綴じ提出とし、記載形式は自由とする。

(2) 提案内容等に関する説明（プレゼンテーション）及び質疑

提案者による説明（20 分程度）及び京丹後市立弥栄病院医事業務業務プロポーザル審査

委員会（以下「審査委員会」という。）委員による質疑応答（１０分程度）を行う。

① 日 時：令和７年６月１３日（金）（予定）

② 場 所：京丹後市立弥栄病院多目的ホール（予定）

※具体的な日時等については、参加者に別途通知する。

③ 留意事項：

ア １事業者 20 分以内とし、その後 10 分間の質疑応答とする。

イ パソコン、プロジェクター及びスクリーンは、当院の既設の使用を可とする。

その他の器材を使用する場合は、各事業者で用意すること。

ウ 出席者は１事業者 3 名以内とする。

8 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限までに、提案書が提出されなかった場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) プロポーザル参加者が、本要領「参加条件」に掲げる要件を満たさなくなった場合。
- (4) プロポーザル参加者に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 条）等に抵触する行為等、審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、京丹後市が失格であると認めた場合。

9 審査委員会の設置

提出書類の審査は「京丹後市立弥栄病院医事業務プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき設置する審査委員会にて行う。

10 委託業者選定手順

(1) 選定方法

プロポーザル方式の選考とし、プレゼンテーション等の内容について、次号に示す審査基準に基づき採点を行い、評価点数の合計が最も高い者を契約候補者とする。

(2) 審査基準

総合評価項目	
運営方針	協調性・改善性・病院スタッフとの協力体制、顧客サービス対策、委託業務全般の質の確保および向上、業務従事者への研修・教育・育成体制、業務内容の向上、会社および業務運用の管理体制、人員配置計画、トラブル発生時の対応
委託費用	委託料見積書
経営貢献度	病院経営支援、増収提案
セールスポイント	

詳細については、別紙「京丹後市立弥栄病院医事業務に係る企画提案書評価票」のとおり。

(3) その他

審査内容、結果に対する異議は一切受け付けない。

11 契約の締結

- (1) 上記「導入業者の選定手順」により決定した契約候補者と本業務の契約交渉を行い、本市が別に定める予定価格の範囲内で別途随意契約を締結するものとする。
- (2) 仕様書及び見積書の内容等については、京丹後市と契約候補者との協議により、変更することがある。
- (3) 契約交渉が成立しない場合は、次点候補者と契約交渉を行う。

12 準備期間について

受注者として決定した日から業務開始（令和 7 年 10 月 1 日）までの期間は、本業務の履行にかかる準備期間とする。なお、この間における本業務の準備は、受注者の責任と負担により行うものとし、これにかかる委託料は一切発生しないものとする。

13 その他

- (1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

- (2) 留意事項

- ① 提出書類の著作権は提案者に帰属する。ただし、運営する事業者に選定された提案者の企画提案書等について、京丹後市が業務上必要と認める場合には、利用目的を提案者に通知した後、その一部又は全部を無償で使用できるものとする。また、提出書類を京丹後市情報公開条例に基づき公開する場合は、当院と提案者で協議を行うこととする。
- ② 提出書類は返却しない。
- ③ 提出書類に虚偽を記載した場合には、虚偽内容によっては提出された企画提案書を無効とするとともに、虚偽を記載した者に対して入札参加停止の措置を行うことがある。
- ④ 提出書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。
- ⑤ 原則として、書類提出後の記載内容の変更や差し替えは認めない。ただし、記載漏れ等につき、当院が補正を求めた場合を除く。
- ⑥ 参加者が 1 者となった場合も、プレゼンテーションは実施する。ただし、審査の結果によっては選定されないことがある。
- ⑦ 参加資格確認後に提案書提出を辞退する場合は、提案書提出期間内に、また提案書提出後に辞退する場合は、プレゼンテーション実施前日までに、文書（任意様式）により辞退届を提出すること。
- ⑧ 本プロポーザル参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- ⑨ 本プロポーザルに関する公表事項に変更等が生じたときは、変更事項を令和 7 年 5 月 28 日（水）を目途に京丹後市立弥栄病院ホームページ上に掲載するので、必ず確認すること。

14 事務局

所 在 地：〒627-0111 京都府京丹後市弥栄町溝谷 3452 番地の 1

京丹後市立弥栄病院 管理課 担当：芦田

電話番号：0772-65-2003

F A X：0772-65-4136

E-mail：hosp-yasaka@city.kyotango.lg.jp